

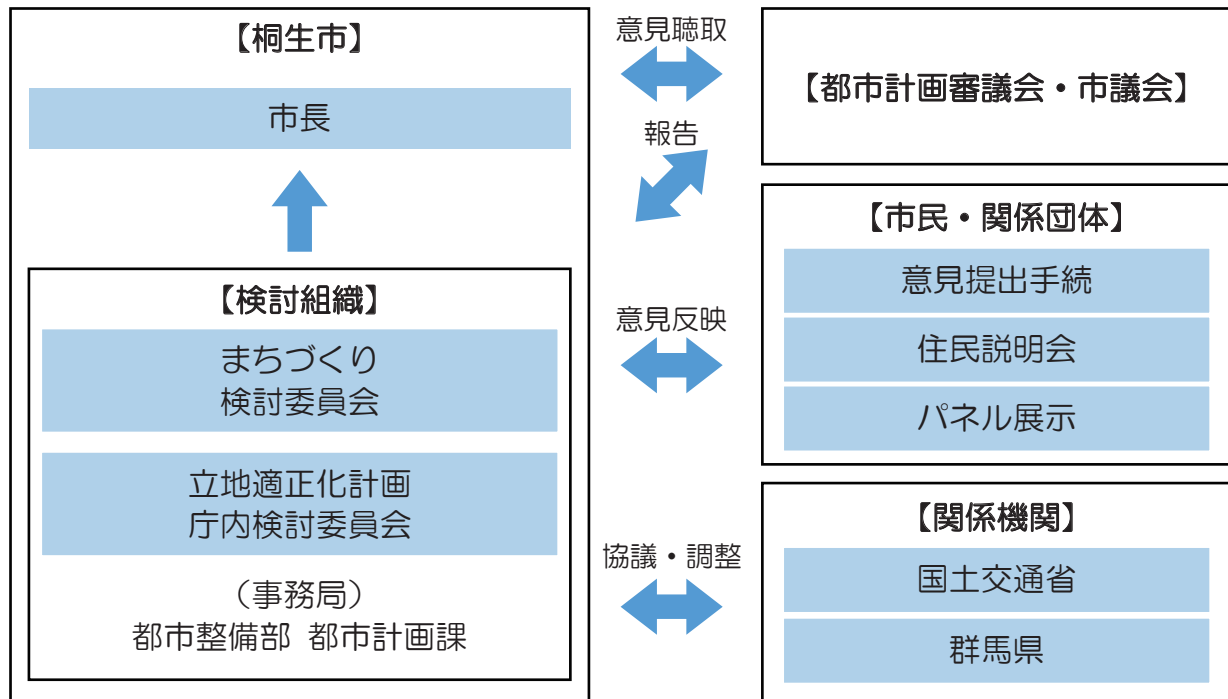
參考資料

1. 策定経緯・策定体制

■策定経緯

平成 28 年度		
開催日	取組内容	詳細
1 月 24 日	第 1 回庁内検討委員会	都市構造上の課題の分析
2 月 10 日	第 1 回まちづくり検討委員会	都市構造上の課題の分析
平成 29 年度		
開催日	取組内容	詳細
6 月 2 日	第 2 回庁内検討委員会	計画方針の設定
7 月 14 日	第 3 回庁内検討委員会	居住・都市機能の誘導方針
8 月 9 日	第 2 回まちづくり検討委員会	計画方針の設定、居住・都市機能の誘導方針
9 月 14 日 ～10 月 13 日	意見提出手続き	計画（方針案）について
11 月 7 日	第 4 回庁内検討委員会	都市機能誘導区域と誘導施設の設定
11 月 28 日	第 3 回まちづくり検討委員会	都市機能誘導区域と誘導施設の設定
12 月 24 日	桐生市議会 経済建設委員会	進捗状況報告
1 月 17 日	第 5 回庁内検討委員会	居住誘導区域の設定と誘導施策
1 月 24 日	都市計画審議会	進捗状況報告
2 月 8 日	第 4 回まちづくり検討委員会	居住誘導区域の設定と誘導施策
平成 30 年度		
開催日	取組内容	詳細
7 月 19 日	コンパクトなまちづくり講演会	市民を対象に講演会を実施
8 月 30 日	桐生市議会 経済建設委員会	進捗状況報告
9 月 28 日	桐生市都市計画審議会	進捗状況報告
11 月 12 日 ～12 月 12 日	意見提出手続き	計画（原案）について
11 月 13 日 昼の部、夜の部	住民説明会	計画（原案）について
11 月 22 日 11 月 29 日	事業者説明会	計画（原案）について
11 月 18 日～20 日 11 月 25 日～29 日 11 月 30 日 ～12 月 1 日	パネル展示	計画（原案）について
1 月 22 日	桐生市議会 全員協議会	計画（案）について
1 月 31 日	第 6 回庁内検討委員会	計画（案）について
2 月 5 日	第 5 回まちづくり検討委員会	計画（案）について
2 月 14 日	桐生市都市計画審議会	計画（案）について

■策定体制



2. 桐生市まちづくり検討委員会 委員一覧

種別	氏 名	所属団体等	役職	分野
学識経験者	◎中出 文平	国立大学法人 長岡技術科学大学	副学長教授	土地利用
	○金井 昌信	国立大学法人 群馬大学	准教授	防災
関係団体等	山口 正夫	桐生商工会議所	会頭	商業
	待木 雄一	一般社団法人 桐生市医師会	理事	医療
	瀬谷 一成	桐生市社会福祉協議会	主任	福祉
	清水 哲	一般社団法人 群馬県宅地建物 取引業協会 桐生支部	支部役員	不動産
	佐々木 裕	桐生市区長連絡協議会	第2区長	住民代表
	佐羽 宏之	桐生市地域公共交通会議	委員長	交通
	星野 麻実	NPO法人 キッズバレイ	代表理事	子育て
関係行政機関	眞庭 宣幸 (山口 修)	群馬県 県土整備部 都市計画課	課長	広域調整
	下田 剛久 (松岡 利一)	群馬県 桐生みどり振興局 桐生土木事務所	所長	広域調整

※敬称略、順不同、() 書きは前任の委員

※◎は委員長、○は委員長職務代理

3. 桐生市立地適性化計画庁内検討委員会

都市整備部	◎都市計画課長
総合政策部	企画課長
	財政課長
	広域連携推進室長
市民生活部	市民生活課長
	安全安心課長
	環境課長
保健福祉部	長寿支援課長
	福祉課長
	子育て支援課長
	健康づくり課長
産業経済部	産業政策課長
都市整備部	土木課長
	建築住宅課長
	建築指導課長
	空き家対策室長
水道局	工務課長
	下水道課長
教育委員会	生涯学習課長
	学校教育課長

※◎は委員長

4. コンパクトなまちづくり講演会

日 時	平成 30 年 7 月 19 日（木） 18：30～20：00
場 所	桐生商工会議所ケービックホール
参加者数	110 人
開催概要	「コンパクトシティの実現に向けた考え方と方策 ～立地適正化計画の立案を視野にいて～」 講師 長岡技術科学大学 副学長 中出 文平 【講演内容】 0. はじめに 1. 富山市の取り組み -取り組みから見た都市の方向性と問題点- 2. 公共交通と土地利用の連携 3. 立地適正化計画の実績から見た計画の枠組み 4. 課題に対応した空間像の提示に向けて 5. 最後に



■開催風景

5. 市民意見募集の結果等

5-1. パブリックコメント

募集期間	平成 30 年 11 月 12 日（月）～ 12 月 12 日（水）		
募集内容	桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化）（原案）		
意見者数	3 人	意見の件数	23 件
主な意見（要旨）と 市の考え方	【意見】 桐生駅が中心になっているが、鉄道網は都市間交通の拠点であり、都市内交通の充実にプライオリティを置くコンパクト化とは相反するのではないか。		
	【市】 拠点は上位計画、将来人口密度、公共交通、都市機能の集積状況等を総合的に評価し設定しております。公共交通においては、桐生駅にＪＲやわたらせ渓谷鐵道、近接する西桐生駅に上毛電気鐵道があり、桐生駅はおりひめバスとの交通結節点ともなっているなど、都市内交通にも優れていると判断しました。		
	【意見】 拠点間を公共交通ネットワークで結ぶのは必須だが、拠点内にもネットワークを張り巡らす必要がある。		
	【市】 「都市機能誘導区域における施策」において、「多様な移動手段を活用した回遊性の向上」として都市機能誘導区域内の回遊性について記載しております。		

5－2．住民説明会

開催日時	【市民向け】 平成 30 年 11 月 13 日（火）13 時 30 分～ 平成 30 年 11 月 13 日（火）19 時 00 分～ 【事業者向け】 平成 30 年 11 月 22 日（木）19 時 00 分～ 平成 30 年 11 月 29 日（木）13 時 30 分～
開催内容	桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化計画）（原案）
参加者数	計 71 名



■開催風景

5-3. パネル展示

開催場所、日時	桐生市役所 市民ロビー	平成 30 年 11 月 18 日（日）～20 日（火）
	桐生駅構内	平成 30 年 11 月 25 日（日）～29 日（木）
	マーケットシティ桐生	平成 30 年 11 月 30 日（金）～12 月 1 日（土）
開催内容	桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化計画）（原案）	
アンケート回収数	114 件	



桐生市の新しい未来を考えよう！

桐生市 コンパクトシティ計画(案) (立地適正化計画) パネル展示

桐生市では、桐生市 コンパクトシティ計画（立地適正化計画）の策定にあたり、広く市民の皆様からご意見を伺うため、次の内容についてパネル展示を行っています。

**展示
内容**

- 桐生市の現状と問題
- 市民にどんな影響があるの？
- どうするの？
（桐生市コンパクトシティ計画）
- どうやって実現するの？
（桐生市立地適正化計画）

問い合わせ先：桐生市都市整備部 都市計画課 計画係
 TEL：0277-46-1111（内線754） FAX：0277-45-0088 e-mail：toshikei@city.kiryu.lg.jp

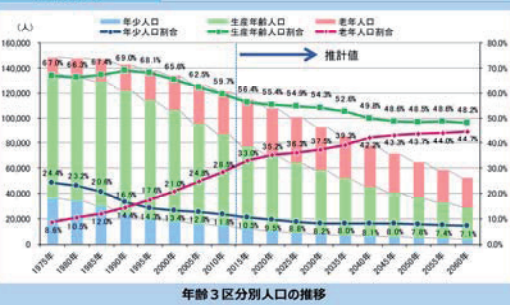
■パネル展示内容

桐生市の現状と問題

■ 人口の推移

現在、3人に1人が高齢者

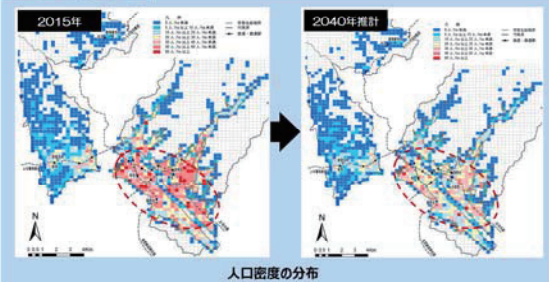
本市の人口は1975年をピークに減少し、今後さらに人口減少が進み、まちの活力が失われていきます。



■ 人口密度の分布動向

まちなかの人口がさらに減少！

2040年にはより人口密度が低下すると予想され、空き家や空き地が増加し、生活に必要な施設が減少する恐れがあります。



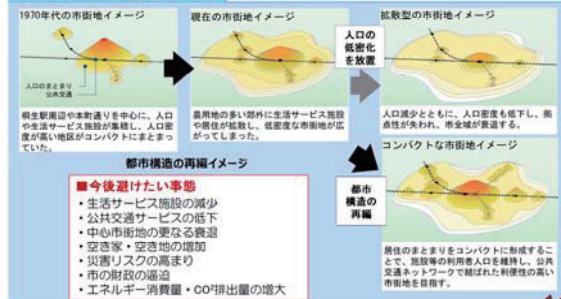
市民にどんな影響があるの？

人口減少・少子高齢化が進行している中でも、一定の区域内の人口密度を維持し持続可能な都市を形成するため、コンパクトなまちづくりを目指します。

■ コンパクトなまちづくり

一定エリアの人口密度を維持することが重要です

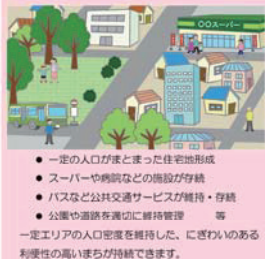
駅などの拠点性の高いエリアに人口や病院、お店などを維持・誘導し、利便性の高い市街地をつくります。



この状況を放置すると・・・



都市構造を再編すると・・・

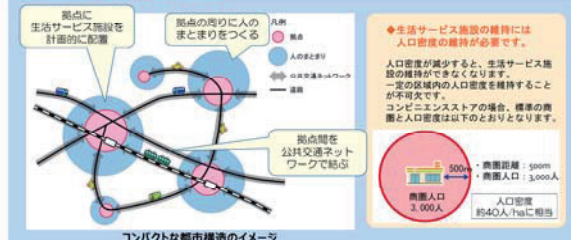


どうするの？(桐生市コンパクトシティ計画)

■ コンパクトなまちのつくり方

コンパクト+ネットワークによる都市構造に再編します

一定の範囲内の人と生活サービス施設のまとまりを維持し、そのまとまりを公共交通で結びます。



■ 桐生市コンパクトシティ計画とは

拠点間を公共交通ネットワークで結び、地域の連携により持続可能なまちを目指します

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、「桐生市コンパクトシティ計画」を策定します。

<目標> 「誰もが住みたいと思えるまち、誰もが住み続けたいなまち桐生」

基本方針1 利便性の高い魅力ある拠点づくり

基本方針2 安全・安心・便利歩いて暮らせる居住空間づくり

基本方針3 公共交通ネットワークを確保した便利なまちづくり



どうやって実現するの？(桐生市立地適正化計画)

桐生市立地適正化計画は、桐生地区を対象とし、生活サービス施設や居住を誘導し、将来にわたって持続可能な都市づくりを目指します。

■ 桐生市立地適正化計画について

人口減少下においても区域内の人口密度を維持します

一定のエリアの居住や病院、商店などが持続的に確保されるような区域を設定します。



用語集

【あ行】

用 語	内 容
アクセス	目的地へ到達すること、またはその手段。
依存財源	地方公共団体の歳入の区分のひとつであり、市民税や固定資産税などの自主的な財源ではなく、中央政府や上層の地方公共団体に依存するかたちで調達する財源。地方交付税のほか国庫支出金・地方譲与税・都道府県支出金など。⇒「自主財源」参照

【か行】

開発区域	開発行為（下段参照）を行う区域。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（道路・水路などの新設・廃止・移動、土地の盛土・切土等、農地・山林などを宅地にすること）のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費および公債費の3つからなる。
居住誘導区域	立地適正化計画で定める区域で、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度で、本市では桐生地区で区域区分が行われている。
国県支出金	国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等のこと。
建築等行為	建築物の新築、改築または用途の変更。
公共交通	電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。
高次都市機能	都市機能のうち、住民生活や企業の経済活動に対して、高いレベルのサービスを提供する機能で、日常的な生活圏を超えて広域的に機能が及ぶ機能。
交通結節点	鉄道駅等を中心に乗り継ぎ、乗り換え機能が集約する箇所で、鉄道駅、バスターミナル、階段、駅前広場、歩道等によって構成されるもの。
高齢化	65以上の人口割合が高い状態をいう。 高齢化社会：高齢化率7%超、高齢社会：高齢化率14%超

用 語	内 容
固定資産税	土地・家屋および償却資産（これらを固定資産という）に対し、それらの価格をもとに課される税金のこと。償却資産とは事業の用に供することができる有形資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの。
コンパクトなまちづくり	都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の生活機能と住居等がまとまって立地し、さらにこれらの地区が公共交通によりネットワーク化されること。

【さ行】

歳入決算額、歳出決算額	地方公共団体の財政において、一定期間の収入・支出の結果を予算と対比させたもので、財政の収支バランスが確定する。 歳入科目（市町村税、国庫支出金、地方債、交付税等） 歳出科目（民生費、教育費、総務費、衛生費、公債費、土木費等）
サービス水準	生活に必要な施設の営業形態、提供されるサービスの種類、施設そのものの有無や、鉄道やバスなどの公共交通の運行頻度、運行時間、さらにはバス停の位置や運行ルートなど、市民生活の利便性の程度のこと。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的とした「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。法の基準により都道府県知事へ登録される。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、この区域内では原則的として新たな建築物等が建てられない。
市街地	道路、上下水道などの施設整備がなされ、建物がまとまって立地している区域。
自主財源	地方公共団体が自らの権限に基づいて自主的に徴収でき、使用できる財源。
社会保障費	地方公共団体の歳出科目のうち、年金、医療、介護等の公的な補助の実施に要する費用のこと。

用 語	内 容
住宅金融支援機構	住宅金融公庫の業務を継承した独立行政法人。一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市を目指すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	昭和 50 年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村が、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定め、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断し選定された地区。
小規模多機能施設	介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるように、利用者の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」、「訪問」の 3 サービスを組み合わせ提供する在宅介護サービス施設。
商業統計調査	国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査であり、平成 9 年以降は 5 年ごとに「本調査」を実施し、中間年(本調査の 2 年後)に「簡易調査」を実施している。
人口集中地区(DID)	日本の国勢調査において設定される統計上の地区(DID)のこと。市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。
人口密度	単位面積あたりに居住する人の数のことで、市街化や人口集積の度合いなどの目安。
浸水想定区域	降雨により河川がはん濫した場合に、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。
生活サービス機能	医療、福祉、商業、子育て支援等の日常生活を支える機能。
生活サービス施設	医療施設、福祉施設、商業施設、子育て支援施設等の日常生活を支える施設。
生産年齢人口	年齢別人口のうち、生産活動に就いている中核の労働力となる 15 歳以上 65 歳未満の人口で、地域の経済活動、地域社会の維持の中核となる。
想定最大規模降雨	当該河川における降雨だけでなく、近隣の河川における降雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定。

【た行】

用 語	内 容
大規模公園	身近に存在する規模の小さな公園ではなく特に面積が大きな公園のこと。本計画では建物利用等を行わない区域として位置づけている。
地域再生計画	地域再生法に基づいて地方公共団体が作成する計画であり、内閣総理大臣により認定され、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取り組みについて、国の支援等を受けることができる。
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。
小さな拠点	人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、①地域住民が主体となった集落生活圏の将来像の合意形成、②持続的な取り組み体制の確立（地域運営組織の形成）、③生活サービスの維持・確保、④地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施、などの取り組みを進め、地域に合った生活サービス機能や交通ネットワークの確保を目指す拠点。
地価調査	国土利用計画法による土地取引の規制を適正に実施するため、国土利用計画法施行令第9条にもとづき、都道府県知事が毎年9月下旬に公表する土地評価。
通所系施設	高齢者や障害者が通所することにより、日中の介護を行うことを主な目的とする施設。通所介護施設、デイサービスセンターとも呼ばれる。
低未利用土地	法第46条第17項に規定される、居住や、業務、その他の用途に使用されていない、又は周辺の同様の土地利用と比べて著しく利用の頻度が劣っている土地。
デマンドタクシー	市の依頼を受けてタクシー事業者が運行するタクシーであり、路線又は区域を定めて利用者の要望（デマンド）に応じて運行する公共交通サービス。
店舗面積	大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床（売場、売場間の通路、ショーウィンドウ、ショールーム等）の面積。
投資的経費	経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方公共団体の予算科目では、普通建設事業災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされている。
都市機能	立地適正化計画では、都市の市民生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）のことを指し、この他に市民生活に直接かわるもの以外に、都市の経済活動等を支える工業機能、流通機能等を含めて都市機能という場合がある。

用 語	内 容
都市機能誘導区域	立地適正化計画でいう医療・福祉・商業等の都市機能を、鉄道駅などの交通拠点周辺地区や中心市街地の区域に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供と人口の誘導も図る区域。
都市機能立地支援事業	立地適正化計画を作成した上で、公的不動産の有効活用等により、定めた「誘導施設」を民間事業者が整備する際に、市町村による支援に加え、国が民間事業者に対して直接支援する個別補助事業。都市再生整備計画に都市機能立地支援関連事業として、本事業が位置づけられていることが必要。
都市基盤	都市において必要となる道路や下水道などのインフラ施設。
都市計画運用指針	国土交通省が、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の中でなされることを想定しているか等について、原則的な考え方を示したもの。
都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市再構築戦略事業	立地適正化計画を作成した上で、生活に必要な都市機能を整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした事業。誘導施策等による整備が交付金の対象となる。（社会資本整備総合交付金）
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定された法律。（平成 14（2002）年 6 月 1 日施行）
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
徒歩圏	歩いていける圏域のことで、本計画では一般的には駅から半径 800 m の圏域、バス停から 300m の圏域を想定している。

【な行】

用 語	内 容
年少人口	年齢別人口のうち、15 歳未満の人口のこと。年少人口が減少している場合、将来生産年齢人口の減少につながる可能性があり、社会の活力の維持等の面で問題とされる。
年齢 3 区分	国勢調査などの人口データより、年齢を 3 区分して人口を集計し、社会の現状と動向を分析する資料とする。 年少人口：年齢別人口のうち、15 歳未満の人口。 生産年齢人口：年齢別人口のうち、15 歳以上～64 歳未満の人口。 老年人口：年齢別人口のうち、65 歳以上の人口。

【は行】

P D C A サイクル	何らかの活動を効果的に推進していくための手法のひとつで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)の 4 段階を繰り返すことによって、効果的な進捗管理、改善を行うこと。
風致地区	都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するための制度で、都市計画法により定められ、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる。
扶助費	地方公共団体が社会保障制度の一環として支出する科目で、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等への支援に要する経費で、福祉施策の根幹をなす。
普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のこと。
訪問系施設	居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅に訪問して在宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等)を行うための施設。

【ま行】

民間都市開発推進機構	民間事業者による都市開発を推進するため、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき、事業推進主体として指定された一般財団法人。
メッシュ	網の目状に等分した地区。本計画では、主に 250 メートルメッシュとしている。
モータリゼーション	人々の利用する交通機関の中で、自動車利用が普及した状態。

【や行】

用 語	内 容
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに、立地を誘致すべき都市機能増進施設。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域等の 13 種類があり、本市では 9 種類を指定している。

【ら行】

立地適正化計画	平成 26(2014)年の都市再生特別措置法の一部を改正する法律により制度化され、住宅及び都市機能の施設の立地の適正化を図ることを目的とする。都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる。
老年人口	年齢別人口のうち、65 歳以上の人口のこと。

桐生市コンパクトシティ計画 (立地適正化計画)

平成31年3月策定

発行 桐生市
編集 桐生市都市整備部都市計画課
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号
電話番号 0277-46-1111(代表)
ホームページ <http://www.city.kiryu.lg.jp>